

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月13日（木）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

事 務 局 長	成 嶋 均
事務局長補佐	浅野 博之
主 査	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和4年1月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

皆様、改めまして明けましておめでとうございます、本年もよろしくお願いたします。この令和4年が皆さんにとって良い年になりますように、心からご祈念申し上げます。また、つくばみらい市農業委員会が発展することを祈念したいと思います。

さて、新型コロナウイルスが大分猛威を振るっていきまして、全国で1万人を超える感染者となっておりますし、茨城県もかなり増えてきております。つくばみらい市もここ1、2日と感染者が出ている状況であります。感染力はかなり強くて益々増えていくのではないかというようなマスコミ報道もされております。どうか皆様方には感染しないように手洗い、手の消毒、ソーシャルディスタンスといった基本的なところをしっかりと実行して、感染しないように努力をお願いします。

それから先日の新聞報道で、つくば市の会長人事をめぐる不正があったという報道がございます。我々もこれから新しい役選がございますけれども、そのようなことが無いようにしっかりと綱紀粛正を守って取り組んでいただきたいと思います。特に今期2カ月ありますけれども、新聞沙汰にならないよう通常の審議も含めてしっかりとルールを守ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

さて、本日の総会の審議事項は議案6件、報告事項3件となっております。

皆様方の精力的なご審議をお願いしまして、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。簡単ですけれども以上で挨拶といたします。

1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番であります議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、6番、前島委員、7番、菊地委員の2名にお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は資材置場及び駐車場を整備するための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■
■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、
■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計3筆、■■■■
■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は資材置場を設置するための賃貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■の一部、地目は登記、山林、現況、畑、面積は

■■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は駐車場を整備するための売買となっております。申請地は、■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計3筆、■■■■■㎡でございます。

1. 議長（齊藤会長）

事務局説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思えます。まず、伊奈地区につきまして、4番、栗原委員より報告をお願いします。

1. 栗原委員

1月5日行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、前島委員、羽田委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の5名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。申請地は■■■■■の北側になり、既に資材置き場として利用している土地と、■■■■■という社会福祉法人の間になります。耕作はしておらず雑草などはきれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、現在使用している資材置場内に資材が置ききれず、資材を重ねて置いているため、地震等により倒壊する恐れがあるため、新しく資材置場が必要になったため、申請地、3筆、合計■■■■■㎡を利用し、足場資材、単管パイプ21,900本、型枠資材5,310枚、パイプサポート4,600本等を置き、従業員用駐車場を10台分整備する計画となっております。

申請者は、同一大字内に本店を有しており、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場及び駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。申請地は■■■■■の東側、■■■■■の南側で現在はきれいに耕作されております。申請地の南側にある三角の土地は既に資材置き場として利用されております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、事業拡張に伴い、資材の置場が不足しているため、現在使用している資材置場の隣接地に新しく資材置場が必要になったため、申請地 1筆、 ㎡を利用し、足場資材15,000㎡分、トラック・リフト用駐車場を8台分整備する計画となっております。

事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、2番、萱橋委員より報告をお願いします。

1. 萱橋委員

同じく1月5日、午後1時30分より、齊藤会長、中山職務代理者、菊地委員、私、事務局からは成嶋局長、大久保主査の6名で書類審査及び、現地確認を行いましたので、結果を報告します。

受付番号3番、申請内容は申請事業者の事業拡張に伴い工場内の物流エリアが手狭になり、道路を挟んで隣接する農地3筆、合計1,055㎡を売買にて取得し、工場内にあった従業員の駐車場及び物流スペースとして整備して利用する計画です。場所の詳細は4ページの地図をご覧ください。

申請地は 沿いの を北東に入った右側になります。申請との農地区分は、土地改良事業は行われおりますが、市街地に近接した農地でその規模も10ha未満であることから、2種農地と判断いたします。

事業計画などや資金計画の書面確認の結果からも資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

以上報告して、各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

も田、面積は■■■■■㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、合計3筆、■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、合計2筆、■■■■■㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、合計2筆、■■■■■㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして6番、前島委員よりお願いします。

1. 前島委員

1月5日、午前9時より行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で栗原委員から報告のあったメンバーと同じであります。

受付番号1番、地図は7ページになります。申請地は谷井田地区ですけれども、■■■■■の西側、■■■■■との間にある田です。現状は1区画で大きな田んぼとなっており、きれいに管理耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約68アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、3筆、■■■■■㎡を、規模拡大のため贈与により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は8ページになります。申請地は東地区の■■■■■集落と■■■■■があり、■■■■■に■■■■■とある左側が■■■■■になります。■■■■■と■■■■■集落の間の水田になります。現状はきれいに耕作されておりまして、しっかり管理されて

いる田んぼになっておりました。

申請者は、自作地と借入地あわせて約715アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆、 m²で、現在も譲受人が小作地として水稻の栽培を行っている農地を、規模拡大のため贈与により譲り受けるものです。

以上のことから、1番、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、7番、菊地委員より報告をお願いします。

1. 菊地委員

1月5日に行いました、書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で萱橋委員より報告のあったメンバーと同じであります。

受付番号3番、地図は9ページになります。申請地は の西側、 になって、いずれも作付け管理されている水田でありました。

申請者は、自作地と借入地あわせて約2,776アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻・麦を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、3筆、 m²を規模拡大のため、農地中間管理機構の特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は10ページになります。申請地は 集会場の北側にあり、いずれもきれいに管理されていました。

申請者は、自作地と借入地あわせて約134アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆、 m²、登記現況とも田、1筆、 m²、合計2筆、 m²を、規模拡大のため贈与により譲り受け、水稻、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号5番、地図は11ページになります。申請地は 集落の東側耕地内にあり、作付け管理されている水田になりました。

申請者は、自作地と借入地あわせて約318アールを耕作しており、世帯員の常時従

事者は2名で、水稻・陸稻を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆、 \blacksquare ㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号6番、地図は12ページになります。申請地は \blacksquare 集落の \blacksquare 堤防沿いにあり、きれいに管理されている畑でありました。

申請者は、自作地と借入地あわせて約178アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆、 \blacksquare ㎡を、規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号7番、地図は13、14ページになります。申請地は13ページの畑の部分は、耕作放棄地に近い状態であり、また14ページの水田は作付け管理はされておりましたが、一部土盛りしてあり、今後注意していく必要があると思われま

申請者は、農業経営を開始するために申請されたものです。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、 \blacksquare ㎡、登記、現況とも田、1筆、 \blacksquare ㎡、合計2筆、 \blacksquare ㎡を贈与により譲り受け、水稻、野菜を作付する予定です。

以上のことから、3番から7番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号6番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号7番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

ただいま、7番について菊地委員の方から改善する余地があるという話がありましたけれども、それは事務局の方でよく申請者に注意して改善するように申し出てください。

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。15ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。5番、中山職務代理者よりお願いします。

1. 中山職務代理者

1月5日午後に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で萱橋委員から報告のあったメンバーと同じであります。

受付番号1番、地図は16ページになります。現地は、■■■■公民館の西側になります。受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成2年11月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号の受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。17ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が20筆で、30, 195㎡、畑が8筆で、7, 463㎡、合計28筆、37, 658㎡です。貸し手が12人で、借り手が8人となります。

次に更新案件ですが、田が6筆で、24, 279㎡、畑が3筆で、3, 948㎡、合計9筆、28, 227㎡です。貸し手が3人で、借り手が3人となります。

合計では、田が26筆で、54, 474㎡、畑が11筆で、11, 411㎡、合計37筆、65, 885㎡です。貸し手が15人で、借り手が11人となります。

権利の設定開始は、令和4年2月1日からとなります。

詳細につきましては、18ページ、19ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより審議してまいります。19ページの受付番号37番は、前島委員が議事参与となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から36番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号1番から36番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。全員賛成により議案第4号の受付番号1番から36番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号37番について審議いたします。6番、前島委員の退席をお願いします。

（前島委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号37番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号37番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第1号の受付番号37番も原案のとおり許可することに決定いたしました。前島委員の復席をお願いします。

（前島委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。20ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が19筆で、31,934、畑が9筆で、9,087㎡、合計28筆、41,021㎡です。貸し手が11人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和4年3月1日からとなります。

詳細につきましては、21、22ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより審議してまいります。21ページの受付番号11番から17番は羽田委員が議事参与となっておりますので、ふたつに分けて審議してまいります。まず最初に受付番号1番から10番及び18番から28番までを対象に審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。1番から10番それから18番から28番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により許可することに決定いたしました。続いて11番から17番を審議いたします。羽田委員の退席をお願いいたします。

（羽田委員、退席）

1. 議長（齊藤会長）

それでは審議します。11番から17番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。11番から17番について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により11番から17番も許可することに決定いたしました。羽田委員の復席をお願いします。

（羽田委員、復席）

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第5号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても23ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が19筆で、31,934、畑が9筆で、9,087㎡、合計28筆、41,021㎡です。貸し手が11人、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和4年3月1日からとなります。

詳細につきましては、24、25ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより審議してまいります。24ページの受付番号11番から17番は羽田委員が議事参与となっておりますので、ふたつに分

けて審議してまいります。まず最初に受付番号1番から10番及び18番から28番までを対象に審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので、採決いたします。1番から10番それから18番から28番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により許可することに決定いたしました。続いて11番から17番を審議いたします。羽田委員の退席をお願いいたします。

(羽田委員、退席)

1. 議長(齊藤会長)

それでは審議します。11番から17番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。11番から17番について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございます。全員賛成により11番から17番も許可することに決定いたしました。羽田委員の復席をお願いします。

(羽田委員、復席)

1. 議長(齊藤会長)

以上審議の結果、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件について、一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（成嶋事務局長）

報告事項①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は26ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件となります。

申請理由は工場・倉庫及び駐車場整備のためとなっております。

続きまして、報告事項②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は27ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件となります。

申請理由は、建売住宅建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は28ページ、29ページをご覧ください。

今回の合意解約は10件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが6件、耕作者変更のためのものが2件、一級河川中通川河川改修工事に伴う用地買収のためのものが2件となります。

報告は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

予定した議案は以上でございます。一点追加で皆さん方に確認をお願いしたいと思います。いよいよ役員改選の事務になりますけれども、我々農業委員会に任されているのが農地利用最適化推進委員の選考でございます。それで今のところ応募があるのは推進委員の10名ですが、一応ルールに則って選考委員会を設置して、基準に合っているか判断も含めて選考していくことになっています。その選考委員をこの中から5名選出したいと思います。私の案を申し上げますので、ご了解いただければ決定していきたいと思えます。基本的に来期の役員になる方、それから推進員に出る方など考慮して今から申し上げます。まず私、会長の立場で参加します。それから中山職務代理者、地域のバランスを考慮して菊地委員、萱橋委員、海老原委員は中立の立場で入っていただき、この5名で推進委員選考委員会を設置していきたいと思えますので、ご提案申し上げます、皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

（異議なし）

1. 議 長（齊藤会長）

この5名で推進委員選考委員会を設置します。

それから、審議の進め方ですが、2月の総会時に最初の委員会を開催します。時間は後でお知らせしますが、総会終了後に開催したいと思います。

2回目の選考委員会を3月総会前に前段で行って、結果を3月の総会に報告して全体の確認をしていただくこととさせていただきます。これで進めていきますのでよろしくお願ひします。その後決定しましたら、来年度の役員のなかで委嘱状を交付する段取りになると思います。私の方からは以上です。事務局から何かございますか。

1. 事務局（大久保主査）

2月、3月の総会は会場がみらい平コミュニティセンターになります。みらい平市民センターではなく、以前からある施設になります。開催通知に会場案内も同封させていただきます。駐車場は施設の反対側にも大きくございます。

1. 議 長（齊藤会長）

以上をもちまして1月の定例総会を閉会といたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

令和4年1月13日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩